

第2期 寒河江市役所
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成30年5月

寒河江市

目次

第1章 計画策定の背景

- 1 地球温暖化問題及び国内外の動向 1
- 2 事務事業編の基本方針 2

第2章 計画改定の趣旨

- 1 前計画の策定経緯及び概要 3
- 2 排出量の算定範囲及び算定方法 3
- 3 排出量の推移 3
- 4 目標年度の種別温室効果ガス排出量 4
- 5 目標年度の要因別温室効果ガス排出量 5
- 6 計画改定の方針 6

第3章 基本的事項

- 1 計画の目的 7
- 2 計画の対象範囲 7
- 3 計画の対象とする温室効果ガス 8
- 4 計画の基準年度・計画期間・目標年度 8
- 5 計画の位置づけ 9

第4章 温室効果ガスの削減目標

- 1 目標設定の考え方 10
- 2 基準年度 10
- 3 温室効果ガス総排出量に関する数値目標 12
- 4 社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標 13

第5章 温室効果ガス削減の基本方針

- 1 目標達成に向けた取組の基本方針 13

第6章 具体的な取組事項

- 1 電気使用量の抑制 14
- 2 庁舎等燃料使用量の抑制 15
- 3 車両燃料使用量の抑制 15
- 4 水道使用量の抑制 15

5	物品の合理的な購入と使用及び管理	15
6	職員の環境保全意識の向上	16
7	建築物の建設・管理等における配慮	16
8	市民、事業者との協力	17

第7章 計画の推進・点検及び公表

1	推進体制	18
2	実施状況の点検評価	18
3	推進状況の公表	18
◆	実行計画作業フロー	19

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題及び国内外の動向

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

平成27年3月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、気候変動による影響のうち、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された事項は、「水稻」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の9つでした。

こうした評価を背景として、政府は、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。同計画においては、気候変動の影響評価結果として、例えば、「農業、森林・林業、水産業」分野において、一等米比率の低下が予測されていること等や、「自然災害・沿岸域」分野において、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されていることが記載されています。また、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に適応を組み込む等、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求す

ること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を揚げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成28年3月15日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメントを行いました。

パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法（以下「法」という。）第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

2 事務事業編の基本方針

本市は、子どもからお年寄りまですべての人が住みやすく豊かで潤いのある寒河江市創造のために、「寒河江市環境基本条例」を平成24年4月1日に施行しました。そして、これに基づき本市の環境施策を推進してくために、2014年度（平成26年度）から2023年度までの10年間を計画期間とする「寒河江市環境基本計画」を策定しています。

この「寒河江市環境基本計画」に掲げられている基本目標の一つである「資源を大切にし、循環型社会をめざす地球にやさしいまち」の実現に資する内容となるよう、本市が実施している事務・事業に関する「寒河江市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。

第2章 計画改定の趣旨

1 前計画の策定経緯及び概要

寒河江市役所では、平成24年4月に「寒河江市役所地球温暖化防止実行計画」（以下「前計画」という。）を策定し、基準年度（平成22年度）より、実行計画の最終年度（平成28年度）の温室効果ガス総排出量を10%以上削減することを目標に努めてきました。

特に、総排出量のうち、約99%を二酸化炭素が占めていることから、その発生源である電気、庁舎燃料及び車両燃料の使用に伴う排出量の3項目について、個々に削減目標を設定しました。

2 排出量の算定範囲及び算定方法

前計画では、本市が行う全ての事務事業を対象とし、排出係数は、計画の実施状況の評価、把握等を行うため、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に定められた係数（基準年度の排出係数）を固定して使用することとしています。

なお、図1では、参考として最新の排出係数を用いて算定した数字も表示しています。

3 排出量の推移

前計画に基づく平成24年度から平成28年度の温室効果ガスの排出量の推移は、図1のとおりです。

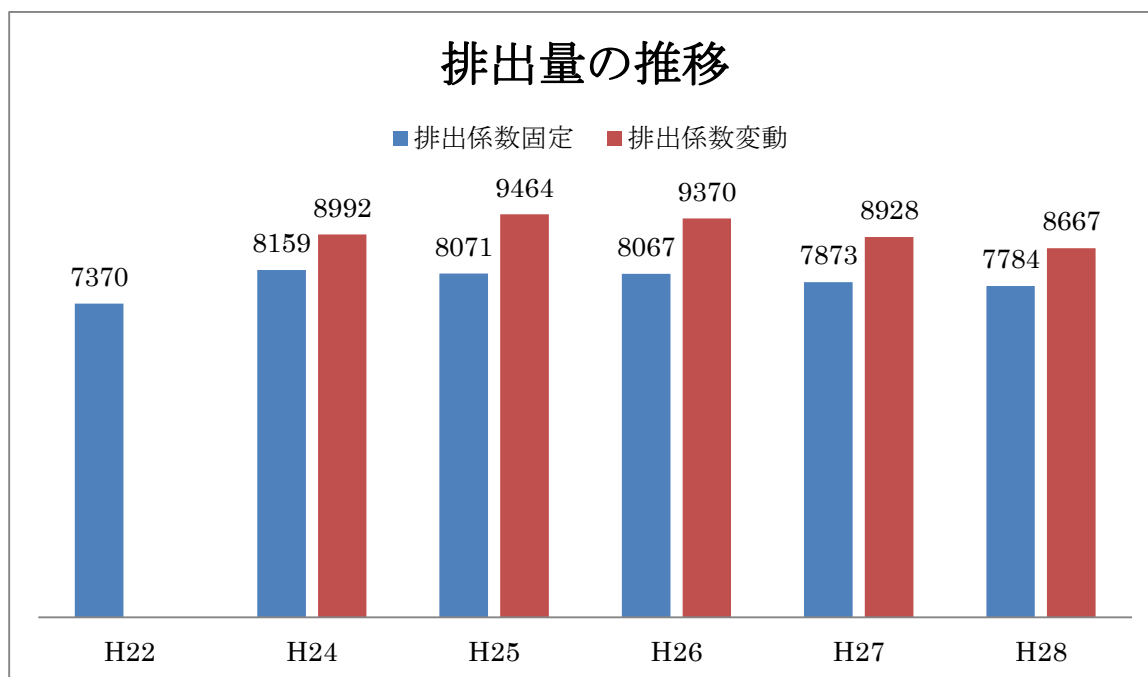
基準年度（平成22年度）より実行計画の最終年度である平成28年度の温室効果ガス総排出量を10%以上削減することを目標としてきましたが、5.62%の増加となり目標を達成できませんでした。

なお、この状況を排出要因別で見ると次のとおりとなりました。庁舎等燃料の使用に伴う排出量5%以上の削減目標は、冷暖房の適正な使用及び管理等に努め5.96%の削減達成、車両燃料の使用に伴う排出量3%以上の削減目標は、低燃費車の導入推進等により6.25%の削減達成となりました。

一方、電気の使用に伴う排出量13%以上の削減目標は、照明、事務機器等の適正な使用及び管理等に努めましたが、中心市街地活性化センター、浄化センター、水道事業所等大規模施設における電気使用量の増加、電気使用機器の増加、屋内多目的運動場及び最上川寒河江緑地の開設等市有施設の増加等の影響が大きく、削減目標を達成できませんでした。

なお、間接的削減目標については、水使用量18%増加、紙使用料45%増加、廃棄物処理量107%増加となりました。

図1 温室効果ガス排出量の推移 (t-CO₂)



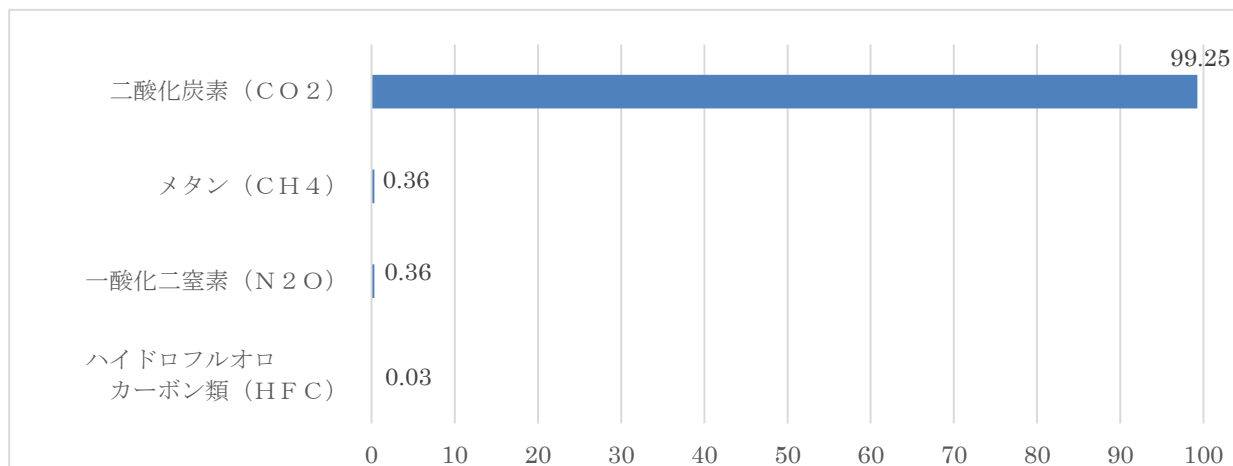
4 目標年度の種別別温室効果ガス排出量

本市の事務事業における目標年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で7,784 t-CO₂となりました。

表1 種別別温室効果ガス排出量

温室効果ガスの名称	排出量 (t)	二酸化炭素換算	
		排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	7,726.58	7,726	99.25
メタン (CH ₄)	1.31	28	0.36
一酸化二窒素 (N ₂ O)	0.09	28	0.36
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	0.002	2	0.03
計		7,784	100

図2 二酸化炭素換算排出割合



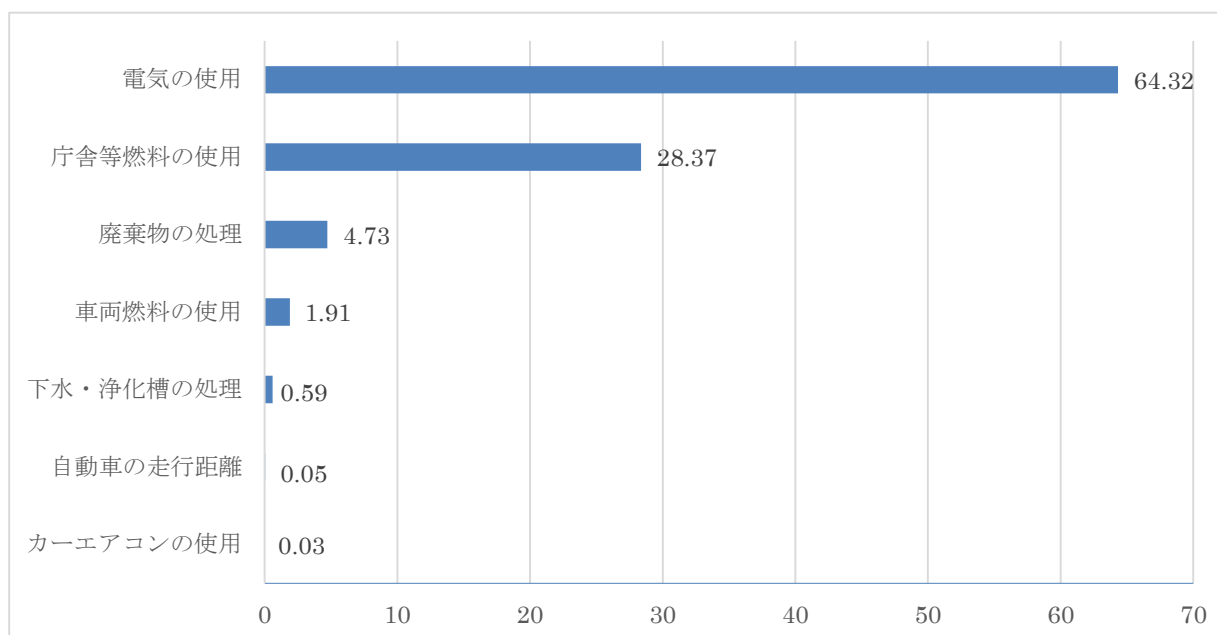
5 目標年度の要因別温室効果ガス排出量

目標年度における温室効果ガス総排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出が64.32%を占め、次いで庁舎等燃料の使用に伴う排出が28.37%となっています。

表2 要因別温室効果ガス排出量

項目	単位	使用量	二酸化炭素換算		
			排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	
電気の使用	kwh	10,698,786	5,007	64.32	
庁舎等燃料の使用	灯油	ℓ	338,320	2,208	28.37
	A重油	ℓ	445,975		
	LPG	Kg	51,276		
	都市ガス	Nm ³	1,273		
廃棄物の処理	廃プラ	t	135	368	4.73
	可燃	t	288		
車両燃料の使用	ガソリン	ℓ	31,525	149	1.91
	軽油	ℓ	29,122		
下水・浄化槽の処理等	下水	m ³	86,203	46	0.59
	浄化槽	人	2,211		
	放牧牛	頭	0		
自動車の走行距離	Km	432,131	4	0.05	
カーエアコンの使用	台	103	2	0.03	
合計			7,784	100	

図3 要因別温室効果ガス排出割合



6 計画改定の方針

第2期寒河江市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、国の削減目標に即しつつ、これまでの取組みを踏まえ、特に温室効果ガスの排出割合の高い電気及び庁舎等燃料の使用について業務の効率化を図るとともに、全職員に取組みの周知徹底を図ります。また、建築物の建設・管理等における配慮を行うなど温室効果ガスの排出削減の取組みを着実に進められるように改定します。

第3章 基本的事項

1 計画の目的

法第21条第1項には、地方公共団体に対して「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」（地方公共団体実行計画）の策定を義務づけています。

本実行計画は、同条に基づき地方公共団体が自ら排出する温室効果ガスの抑制のための計画（以下「実行計画」という。）として位置付けるものとし、本市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減の実現に向けて、省エネルギー・省資源行動を遂行し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献するとともに、職員自らが環境に配慮した行動を率先実行することにより、取組の全市的な普及に努めることを目的とします。

2 計画の対象範囲

(1) 対象とする事務事業の範囲

本市が行う全ての事務事業とします。

(2) 対象とする施設の範囲

指定管理者制度導入施設を含めた本市全ての施設（表3。市営住宅は除く。）とします。

(3) その他

実行計画の運営にあたっては、市民サービスの維持に留意します。

表3 計画の対象施設の範囲

対象施設 (指定管理者制度導入施設を除く。)	市役所本庁舎、総合福祉保健センター（総合子どもセンターを除く。）、市立保育所、文化センター、南部地区公民館、柴橋地区公民館、西部地区公民館、西部地区体育館、西部地区多目的運動広場、市立図書館、水道事業所、浄化センター、市立小学校、市立中学校、市立病院、市消防ポンプ庫、市消防自動車等、市公用車、街路灯、市駐車場等
指定管理者制度導入施設	田代地区多目的交流館、中心市街地活性化センター、技術交流プラザ、市民浴場、チェリーランド、さくらんぼ会館、トルコ館、いこいの森、二の堰親水公園、最上川寒河江緑地、寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江駅正面口駐輪場、寒河江駅南口駐輪場、慈恩寺第1駐車場、慈恩寺第2駐車場、葉山市民荘、老人福祉センター、屋内ゲートボール場、総合子どもセンター、市立みなみ保育所、市立にしね保育所、市立しばはし保育所、市体育施設（西部地区体育館及び西部地区多目的運動広場を除く。）、屋内多目的運動場

3 計画の対象とする温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項で規定される7種類のガス（表4）のうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）の4種類とします。

なお、他の3種類（パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、本市の事務事業から排出が見込まれないことから、実行計画の対象から除外します。

表4 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	対象	温室効果ガスを発生する活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	○	燃料（ガソリン、灯油、ガス等）の燃焼 電気の使用 一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却
メタン（CH ₄ ）	○	自動車の走行 湯沸器、こんろ、暖房機等による燃料の燃焼 浄化槽の使用 焼却される一般廃棄物
一酸化二窒素（N ₂ O）	○	自動車の走行 湯沸器、こんろ、暖房機等による燃料の燃焼 浄化槽の使用 焼却される一般廃棄物
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	○	自動車によるカーエアコンの使用 冷蔵庫の冷媒 エアゾール製品の噴射剤
パーフルオロカーボン類（PFC）	×	半導体等製造用や電子部品などの不活性剤として使用
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	×	変電設備に封入される電気絶縁ガス 半導体等製造用として使用
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	×	半導体等製造装置用クリーニング剤として使用

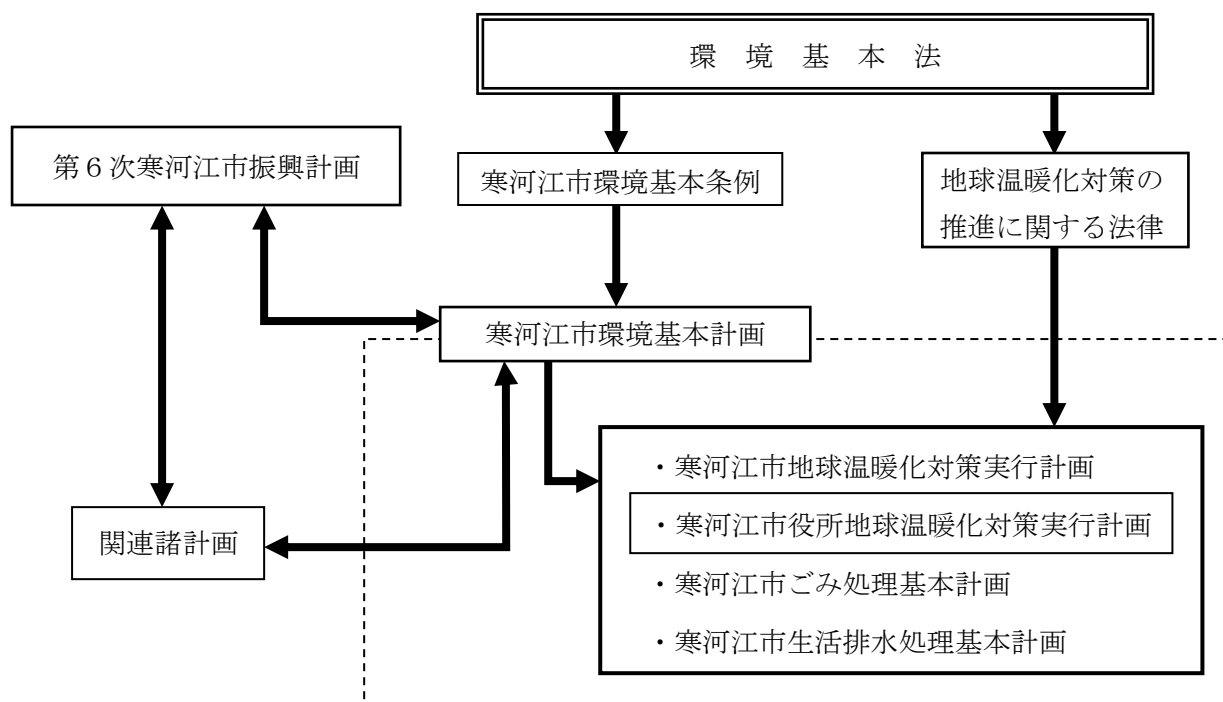
4 計画の基準年度・計画期間・目標年度

国の地球温暖化対策計画に即し、実行計画の基準年度は平成25年度（2013年度）とし、計画期間及び目標年度は2030年度とします。

また、この計画で定めた目標や措置の進捗の程度、地球温暖化対策の国内・国際情勢の変化、本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、5年ごとに計画改定の要否（一部改定又は全部改定）を判断し、必要に応じ実施するものとします。ただし、計画期間の関係上、次回の計画改定の要否の判断は、2020年度に行うものとします。

5 計画の位置づけ

図4



第4章 温室効果ガスの削減目標

1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画に記載されている国の2030年度の削減目標に即しながら、目標を設定します。

2 基準年度

国の地球温暖化対策計画に即し、実行計画の基準年度は平成25年度（2013年度）とします。

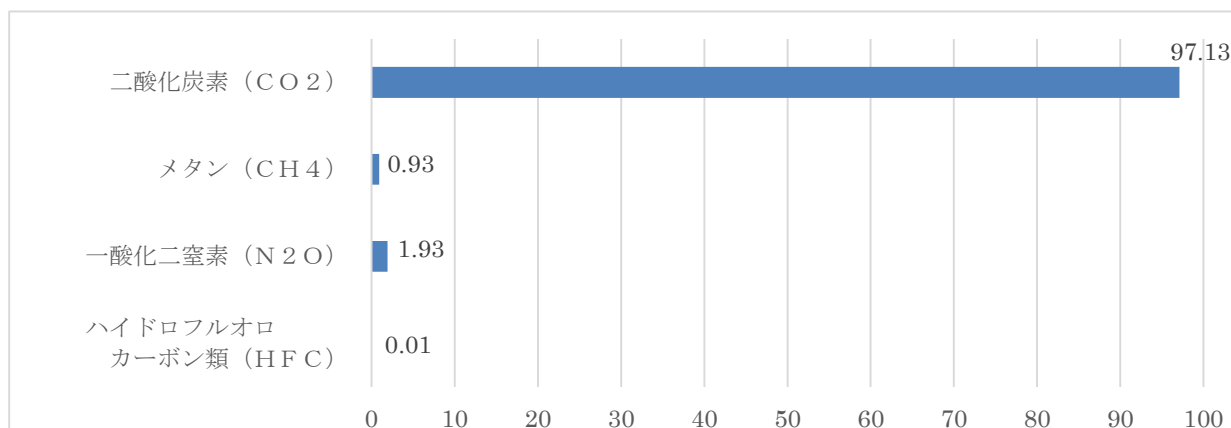
(1) 基準年度の種別温室効果ガス排出量

寒河江市の事務事業における基準年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で9,313 t-CO₂であります。

表5 種別温室効果ガス排出量

温室効果ガスの名称	排出量 (t)	二酸化炭素換算	
		排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	9,046.09	9,046	97.13
メタン (CH ₄)	4.09	86	0.93
一酸化二窒素 (N ₂ O)	0.58	180	1.93
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	0.001	1	0.01
計		9,313	100

図5 二酸化炭素換算排出割合



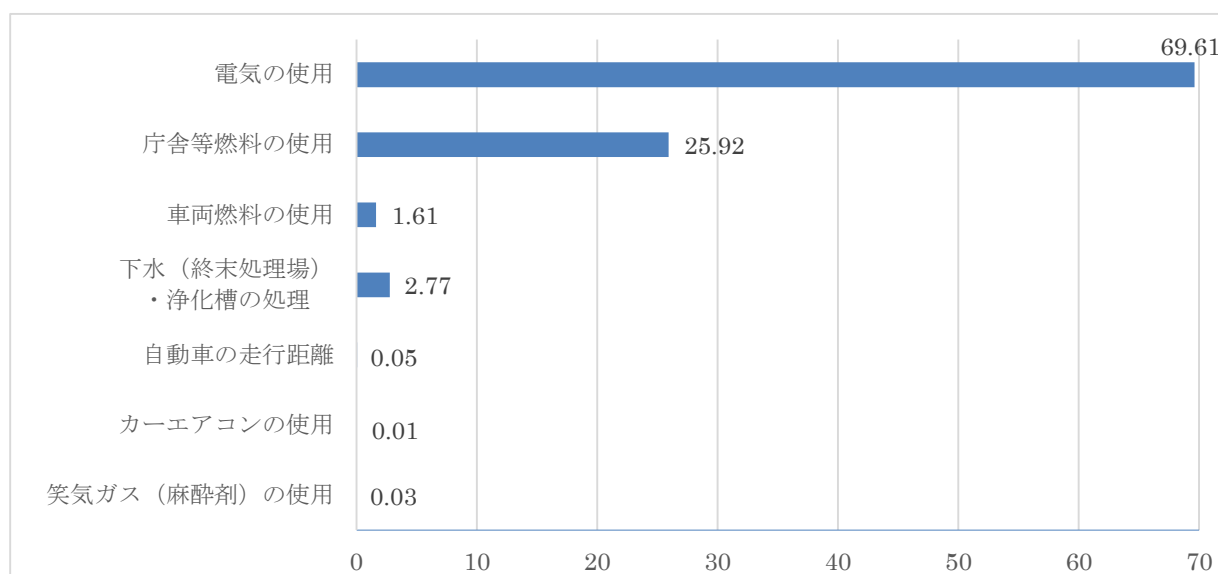
(2) 基準年度の要因別温室効果ガス排出量

基準年度における温室効果ガス総排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出が69.61%を占め、次いで庁舎等燃料の使用に伴う排出が25.92%、下水・浄化槽の処理等に伴う排出が2.77%、車両燃料の使用に伴う排出が1.61%、自動車の走行に伴う排出が0.05%の順となっています。

表6 要因別温室効果ガス排出量

項目	単位	使用量	二酸化炭素換算		
			排出量(t-CO ₂)	割合(%)	
電気の使用	kwh	10,968,931	6,483	69.61	
庁舎等燃料の使用	灯油	ℓ	348,946	2,414	25.92
	A重油	ℓ	508,091		
	LPG	Kg	54,288		
	都市ガス	Nm ³	2,255		
車両燃料の使用	ガソリン	ℓ	34,900	150	1.61
	軽油	ℓ	26,751		
下水(終末処理場)・浄化槽の処理等	下水	m ³	3,147,513	258	2.77
	浄化槽	人	2,137		
	放牧牛	頭	28		
自動車の走行距離	Km	463,598	4	0.05	
カーエアコンの使用	台	100	1	0.01	
笑気ガス(麻酔剤)の使用	Kg	8	3	0.03	
合計			9,313	100	

図6 要因別温室効果ガス排出割合



3 温室効果ガス総排出量に関する数値目標

(1) 期待される目標水準の検討

地球温暖化対策計画における2030年度の温室効果ガス排出量の削減率(平成25年度比(2013年度比))の目標である、業務その他部門に相当するエネルギー起源CO₂排出量(電気の使用、庁舎等燃料の使用)40%、運輸部門に相当するエネルギー起源CO₂排出量(車両燃料の使用)28%、CH₄排出量12.3%、N₂O排出量6.1%をあてはめて計算すると削減率は約38.9%となります。

(2) 削減ポテンシャルの積上げに基づく目標水準の検討

排出量のほとんどを占めるエネルギー起源CO₂について、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」(平成29年3月環境省作成)を参考に、削減ポテンシャルを推計すると、建築物での電気使用及び冷暖房等燃料使用約41%、建築物以外の電気等使用約37%、車両燃料の使用約41%となり、「(1)期待される目標水準の検討」で計算された削減率の達成は可能であると考えられます。

(3) 数値目標

上記(1)及び(2)から、2030年度の温室効果ガス排出量の削減率(平成25年度比(2013年度比))の目標を38.9%とします。

なお、CH₄、N₂Oの排出量はエネルギー起源CO₂と比べると少ないため、上記(1)の削減率の目標をそのまま使用し、HFCの排出量はほとんどないため0%として計算しています。

表7 種類別温室効果ガス削減目標

温室効果ガスの名称	基準年度の二酸化炭素 換算排出量 (t)		目標 (2030年度)	
			削減率	削減量
二酸化炭素 (CO ₂)	電気	6,483	40%以上	2,593 t 以上
	庁舎等燃料	2,413	40%以上	965 t 以上
	車両燃料	150	28%以上	42 t 以上
メタン (CH ₄)	86		12.3%以上	11 t 以上
一酸化二窒素 (N ₂ O)	180		6.1%以上	11 t 以上
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	1		0%以上	0 t 以上
計	9,313		38.9%以上	3,622 t 以上

4 社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標

本市の事務事業の「温室効果ガス総排出量」の削減とはなりません。社会全体として削減される措置についての目標として、水使用量、紙使用量の2項目についても削減目標を設定します。

前計画では、5年間で5%以上の削減を目標としていたことから、引き続き1年間で1%以上の削減を目標とし、それぞれ18%以上の削減を目標とします。

表8 水使用量、紙使用量削減目標

項目	基準年度 使用量	目標（2030年度）	
		削減率	削減量
水使用量	169,472 m ³	18%以上	30,505 m ³ 以上
紙使用量	10,776,469枚	18%以上	1,939,765枚以上

※紙使用量は、使用頻度の高いA3、A4、B4、B5の4種類の合計枚数を対象とします。

第5章 温室効果ガス削減の基本方針

1 目標達成に向けた取組の基本方針

削減目標を達成するため、次に掲げる基本方針を制定し、実行していきます。

- (1) 本市が行うすべての事務事業について、業務の効率化を図りながら、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- (2) 計画の実効性及び推進を図るため、毎年、温室効果ガス削減結果を公表します。
- (3) 本計画の対象施設において、エネルギー使用量等に関する点検、評価又は改善を実施し、定期的に見直ししながら、温室効果ガスの持続的な削減を図ります。
- (4) 本計画について全職員に周知徹底を図り、温室効果ガス排出抑制意識の高揚を図ります。

第6章 具体的な取組事項

1 電気使用量の抑制

(1) 照明の適正な使用及び管理

- ◆日中の窓際の照明は、執務に支障がない限り、消灯します。
- ◆日中の廊下や階段の照明は、通行に支障がない照度が確保される場合は消灯します。
- ◆昼休み時間中や残業時は、不必要な照明を消灯し、必要な範囲のみ点灯します。
- ◆会議室、トイレ、湯沸室及び倉庫など断続的に使用する場所の照明は、使用時だけ点灯します。
- ◆特に必要のない場所は、あらかじめ照明灯を外します。
- ◆照明器具の定期的な清掃と適正な時期での交換を実施します。
- ◆照明器具及び蛍光灯は、省電力タイプのものを選定します。
- ◆毎週水曜日を「省エネルギーの日」とし、午後6時以降の事務室の消灯を推進します。

(2) 事務機器等の適正な使用及び管理

- ◆昼休みや外出時は、パソコンの主電源を切ります。
- ◆退庁時には、コピー機（FAX受信機を除く。）やシュレッダー等の電源を切ります。
- ◆エレベーターの作動回数を減らすため、職員は可能な限り、階段を利用します。
- ◆電気製品を長時間使用しない時は、主電源を消すか又はコンセントからプラグを抜きます。
- ◆電気ポット、冷蔵庫及びテレビなど、電気製品の台数の削減を図ります。
- ◆電気製品を新規に購入する際は、「エネルギースター」や「省エネラベリング制度」などを選定基準に加えます。

※エネルギースター

アメリカ環境保護局が、1993年より推進しているOA機器の省エネルギー化に関する環境ラベリング制度で、日本では経済産業省が1995年よりパソコンなどのオフィス機器を対象に「国際エネルギースタープログラム」として実施している。一般的なパソコンではアイドル時、スリープ時、電源オフ時を考慮した標準年間消費電力量の基準値を設定しており、これを満たした製品にはENERGY STARのロゴマーク表示が認められる。

※省エネラベリング制度

2000年にJIS規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すもの。この省エネラベルでは、家電製品やガス石油機器などが国の定める目標値（トップランナー基準＝省エネ基準）をどの程度達成しているか、その達成度合い(%)を表示している。

(3) 清涼飲料用自動販売機の省エネルギー化

- ◆清涼飲料用自動販売機の設置更新の際は、省エネルギー型を導入するよう設置者に要請します。

2 庁舎等燃料使用量の抑制

冷暖房の適正な使用及び管理

- ◆冷房中の室温は28℃、暖房中の室温は20℃に設定します。
- ◆冷暖房中の不必要な窓の開閉は、行なわないようにします。
- ◆空調していない部分に通じる扉は、開放したまま放置しないようにします。
- ◆庁舎等内におけるクールビズ及びウォームビズを推進します。
- ◆カーテン、ブラインド、断熱フィルム等を効果的に使うことにより、冷暖房の効率化を図ります。
- ◆エアコンのフィルターを定期的に掃除します。
- ◆利用状況に応じて、空調エリアの見直しを行います。
- ◆市役所本庁舎等旧型の冷暖房機器を設置している施設は、燃料消費量のほか、施設の将来的な管理運営について関係課と協議し、買い替え等を検討していきます。

3 車両燃料使用量の抑制

環境に配慮した自動車の適正な使用及び管理

- ◆急発進、急加速の禁止、早めのアクセルオフ、アイドリングストップの励行等、エコドライブを推進します。
- ◆遠距離移動の際は、公共交通機関を積極的に利用します。
- ◆不必要な荷物は、車内に載せないようにします。
- ◆タイヤの空気圧、オイル等の車両点検及び整備を定期的 to 実施します。
- ◆低燃費車や電気自動車の導入を推進します。

4 水道使用量の抑制

節水及び水の有効利用の推進

- ◆水道の使用に当たっては、こまめに水栓を止めます。
- ◆洗剤の適量使用を徹底します。

5 物品の合理的な購入と使用及び管理

(1) 物品の節約及び長期的な使用

- ◆物品の節約と在庫管理を実施し、購入は計画的に行ないます。
- ◆繰り返し使用可能な物品については、消耗品の交換や修理により長期的な使用に努めます。

(2) グリーン購入の推進

- ◆環境ラベリング(エコマーク・グリーンマーク等)対象製品の購入を推進します。

※エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるラベル。

※グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品のためのマーク。古紙を原則40%以上利用した製品に表示が許されるマーク。

◆リサイクルが可能な製品を購入します。

◆詰め替え可能な製品を購入します。

(3) 用紙類の合理的な使用

◆両面印刷・両面コピーを徹底します。

◆会議資料等のページ数や配布部数は、必要最低限の量とします。

◆タブレットや庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進します。

◆外注印刷物は、特別の理由がない限り、再生紙の使用を原則とします。

6 職員の環境保全意識の向上

環境保全に関する研修会等への出席及び情報等の提供

◆環境保全に関する研修会等へ積極的に参加します。

◆環境保全に関する情報を、庁内LAN等で提供します。

7 建築物の建設・管理等における配慮

(1) 新エネルギー設備の導入

◆地球温暖化の防止を始め、電力の平準化や環境・エネルギー教育の推進を図るため、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を推進します。

表9 エネルギー設備

再生可能エネルギー (自然エネルギー)	太陽光発電
	太陽熱利用
	風力発電
	温度差エネルギー
	中小水力発電
	地熱エネルギー
再生可能エネルギー (リサイクル型エネルギー)	廃棄物エネルギー(発電、熱利用、燃料製造)
	その他の廃熱利用(工場廃熱、変電書廃熱等)
	バイオマスエネルギー
従来型エネルギーの新利用形態	天然ガスコージェネレーション
	燃料電池
	クリーンエネルギー自動車

(2) 環境に配慮した建築材料、機器等の使用

- ◆建設副産物の積極的な利用を推進します。
- ◆建設副産物の発生抑制、適正処理を推進します。
- ◆排ガス対策建設機械の使用を推進します。
- ◆施行時期や作業時間帯について可能な限り配慮します。
- ◆コンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物の再利用や発生土砂の有効利用を推進します。

(3) 施設等の建築及び改修における配慮

- ◆施設等の建築及び改修にあたっては、用地の選定から設計・施工・運営に至るまで、環境への影響を総合的に検討し、下記の項目について可能な限り、導入を図ります。
 - ① 断熱性や採光・通風に配慮した構造、材質等
 - ② 温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー機器
 - ※市役所庁舎、市街路灯、その他市有施設の照明器具について、消費電量の少ないLED又は有機ELパネル照明を可能な限り、導入していきます。
 - ※無電源ドア設置の検討を行います。
 - ③ バイオマスや太陽光等の新エネルギー機器及び設備
 - ※市有施設に太陽光発電システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、燃料電池システム（エネファーム）などの新エネルギー機器を可能な限り、導入します。
 - ④ 雨水利用、地下浸透に配慮した設備等
 - ⑤ 施設用地等の緑化（緑のカーテン）

8 市民、事業者との協力

温室効果ガスは、市民生活や事業活動との関わりの深いごみの処理や上水道の供給、また市民が利用する施設からの排出が多くを占めることから、地球温暖化防止への理解を得て、ごみの減量化・節水・省エネルギー等の協力を求める。

第7章 計画の推進・点検及び公表

1 推進体制

(1) 寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会

寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、副市長を委員長とし、市長が任命した委員（課長等とする。以下「推進委員」という。）をもって組織し、計画の推進、改定及び実施結果の公表を行います。

(2) 寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進幹事会

寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進幹事会（以下「幹事会」という。）は、委員長より任命された職員をもって組織し、実行計画の進捗状況を分析及び点検し、推進委員会の指示により、目標達成に向けて必要な施策を検討します。

(3) 推進委員会及び幹事会の庶務

推進委員会及び幹事会の庶務は、総務課で行います。

2 実施状況の点検評価

(1) 実施状況の評価

推進委員会は、実行計画の進捗状況について、年1回評価を行います。

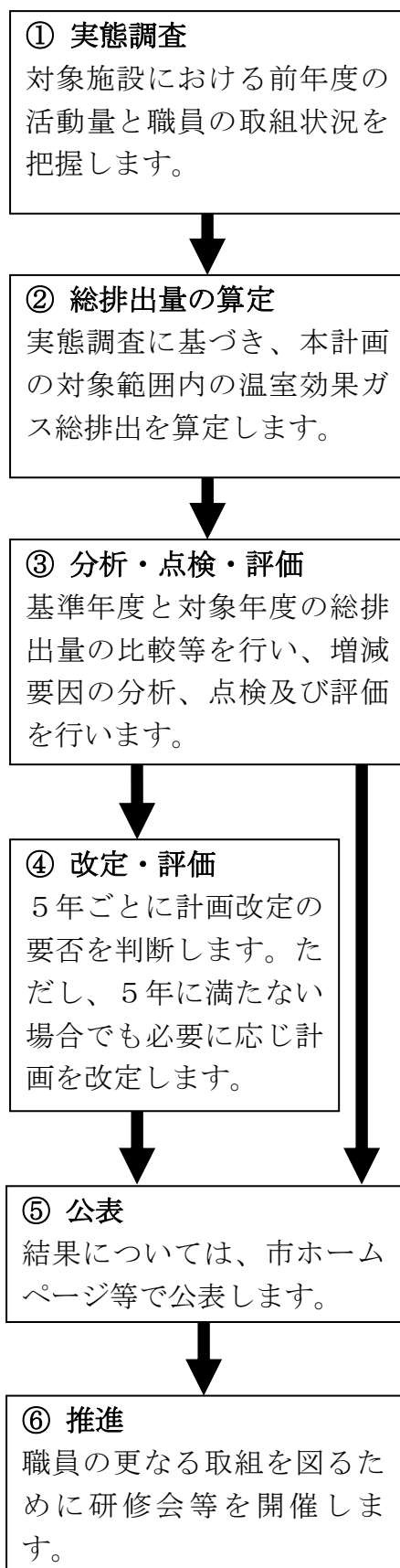
(2) 実施状況の点検

幹事会は、実行計画の進捗状況を推進委員会に報告するため、必要に応じ、進捗状況の点検を行います。

3 推進状況の公表

計画の実施状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量等については、市ホームページ等により、毎年公表します。

◆ 実行計画作業フロー



温室効果ガス総排出量の算定に係る活動量や取組の実施状況等を毎年度把握します。

把握する方法は、事務局が作成する調査票を各施設等担当者が記入し、提出する方法で行います。

調査票の回収が済み次第、事務局は、その内容に基づいて温室効果ガスの排出量を施設等毎に算定します。

総排出量の算定結果は、幹事会へ報告します。

幹事会は、事務局から報告された温室効果ガスの排出状況について、分析及び点検を行い、その結果を推進委員会に報告します。

分析及び点検は、当該年度と前年度の総排出量を比較し、その差の要因（増減要因）を分析する方法で行います。

推進委員会は、幹事会より提出された分析及び点検結果について評価を行います。

5年ごとに計画の成果と課題を踏まえ、改定の可否（一部改定又は全部改定）を判断し必要に応じ実施しますが、推進委員会は、分析及び点検結果により5年に満たない場合であっても改定の必要性が認められた場合は、幹事会に目標達成に必要な施策の検討を指示し、改定（案）の提出を求めます。

推進委員会は、幹事会より提出された改定（案）の評価を行い、次年度の取組方針に反映します。

本計画の内容、実施状況、計画改定に関する事項等は、市ホームページ等を通じて市民に公表します。

推進委員会は、評価の結果から、目標値の達成に重要と考えられる施設や、地球温暖化対策としての取組をさらに啓発する必要性が認められる施設を選定し、その施設を対象とした研修会等を開催します。